

令和4年度

通常総会資料

日時 令和4年5月14日（土）午前10時00分～

会場 蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館

ハーモニーホール

千葉市中央区町内自治会連絡協議会

功 勞 者 表 彰 名 簿

被表彰者

- 理 事 [REDACTED] (第 [REDACTED] 地区町内自治会連絡協議会)
- 会 長 [REDACTED] (第 [REDACTED] 地区町内自治会連絡協議会 [REDACTED])
- 会 長 [REDACTED] (第 [REDACTED] 地区町内自治会連絡協議会 [REDACTED])
- 会 長 [REDACTED] (第 [REDACTED] 地区町内自治会連絡協議会 [REDACTED])
- 会 長 [REDACTED] (第 [REDACTED] 地区町内自治会連絡協議会 [REDACTED])
- 会 長 [REDACTED] (第 [REDACTED] 地区町内自治会連絡協議会 [REDACTED])

報告第1号 令和3年度要望事項の報告について

令和3年度 千葉市中央区町内自治会連絡協議会要望事項（市…市連協要望 区…区連協要望）

№	地区	要望件名（※：継続要望）・要望要旨	市区	担当部局課	要望事項に対する回答
1	第5地区	<p>国道14号線の登戸4丁目交差点から、西千葉駅方面に向う道路の幅員拡張、歩道の設置及び安全柵の設置について</p> <p>頭記の道路は、国道357号線より西千葉方面（春日町）を経由して、国道126号線に接続しているため、朝、夕、の通勤時は元より、日中でも車の通行量が非常に多い道路です。（千葉国道事務所調査によると≒22,000台/日）道路の幅員も少なく（≒6m）、加えて一部カーブしている箇所もあり、歩道もなく、安全柵もありません。歩行者には大変危険な道路です。我々4丁目、5丁目の住民が生活道路として使用していることは勿論、幸町方面の会社、官庁に勤めるサラリーマンの通勤路にもなっています。交通災害の発生が常時心配されています。</p> <p>以上の理由から下記の対策を早急を実施するよう、再度度要望致します。（平成15年、17年度の要望事項として提出済です）</p> <p>1. 国道357号線の登戸4丁目交差点から西登戸公園（京成踏切）迄の道路幅員の拡張（国税局宿舎が使用されなくなった。）</p> <p>2. 歩道の早急な整備と歩道上に安全柵の設置</p> <p>3. 歩道設置がされていない部分へ安全柵の設置</p>	○	<p>建設局 道路部 街路建設課</p> <p>土木部 中央・美浜 土木事務所 維持建設課</p>	<p>1、2 本要望区間は登戸5丁目側に歩道を新設するほか、国道357号との交差点流入部に右折レーンを設置するため平成20年度から用地取得にかかる交渉を行っております。平成22年度に旧国税局宿舎跡地の歩道整備、平成27年度に交差点流入部の右折レーンの設置と約70メートル区間の歩道整備を実施したところです。残区間の用地取得にあっても、家屋移転を伴うケースや、敷地の利用形態に大きく影響を及ぼすことなどがあることから、土地権利者等のご意向を十分に聞きながら、早急な歩道整備に向けて、ご理解とご協力を頂けるよう、引き続き、丁寧な交渉に努めてまいります。</p> <p>なお、歩道整備済箇所は見通しが良いため、安全柵設置の予定はありませんが、未整備区間については、カーブ等がある見通しの悪い箇所で見通しの確認の検討をして参ります。</p> <p>3 歩道が設置されていない箇所への安全柵設置についてですが、現況道路の路肩の幅が狭く、安全柵の設置が困難なことから、ドライバーに対して歩行者への注意を促す路面標示「歩行者注意」を設置していきます。</p>
2	第8地区	<p>中央2号・3号横引きゲートの完全動作確認のお願い</p> <p>千葉みなと駅信号のときの「中央2号・3号横引きゲート」は、令和元年10月12日（土）の台風19号のとき、高潮が内陸部に流れ込まないように中央1号黒砂1～4号横引きゲートとともに閉鎖すべく広報車が通知していました。しかし予想の高潮が発生しなかったため横引きゲートの閉鎖は見送られました。</p> <p>横引きゲートは毎年、年1回点検して動作確認しているとのことですが、全開確認は行っていません。</p> <p>中央2号、3号横引きゲートについては令和2年12月21日に地元要望等を受け、夜間に県、市、警察で協力しゲートが全開可能であることを確認していただきました。</p> <p>高潮が発生したとき、中央2号3号横引きゲートが閉まらないと、千葉みなと地区は大変なことになります。（日赤・NHK・NTTなどの重要設備、もちろん千葉市役所も）</p> <p>そのため、今後も引き続き中央2号・3号横引きゲートを完全に閉め、高潮を止めることができる動作確認（点検）の実施を要望いたします。</p> <p>横引きゲートが閉まらないと、千葉港湾事務所が幸町のあたりで工事している防潮堤のかさ上げ工事の意味がありません。</p>	○	<p>建設局 下水道建設部 下水道維持課</p>	<p>中央2号・3号横引きゲートについては、千葉県が所管する港湾施設ですが、操作管理を千葉市が受託し動作確認を行っています。当該施設については、千葉県、警察と協議を重ねて令和2年12月21日に全開確認を実施したところです。今後も施設所有者である千葉県と協議を進め、定期的な全開動作確認作業を行って参ります。</p>
3	第9地区	<p>白旗町内の未舗装部分を舗装してもらいたい</p> <p>①車の出入りがスムーズになる。</p> <p>②道路と家の境界がはっきりする。</p>	○	<p>中央区 地域振興課</p>	<p>要望のありました「白旗町内の未舗装部分の舗装」につきましては、土地の所有者である千葉県教育委員会（教育庁企画管理部教育施設課）へ情報提供し、先方の考え方を確認いたしました。</p> <p>教育施設課からは「要望箇所は、旧千葉盟学校職員宿舎に接する通路であります。旧千葉盟学校職員宿舎は平成9年12月に取り壊しとなり、本件通路についてもそれ以降は利用していません。今後も利用する予定はない土地で、千葉県が費用を負担して舗装を行う予定はありません。」との回答を頂いているところです。</p>

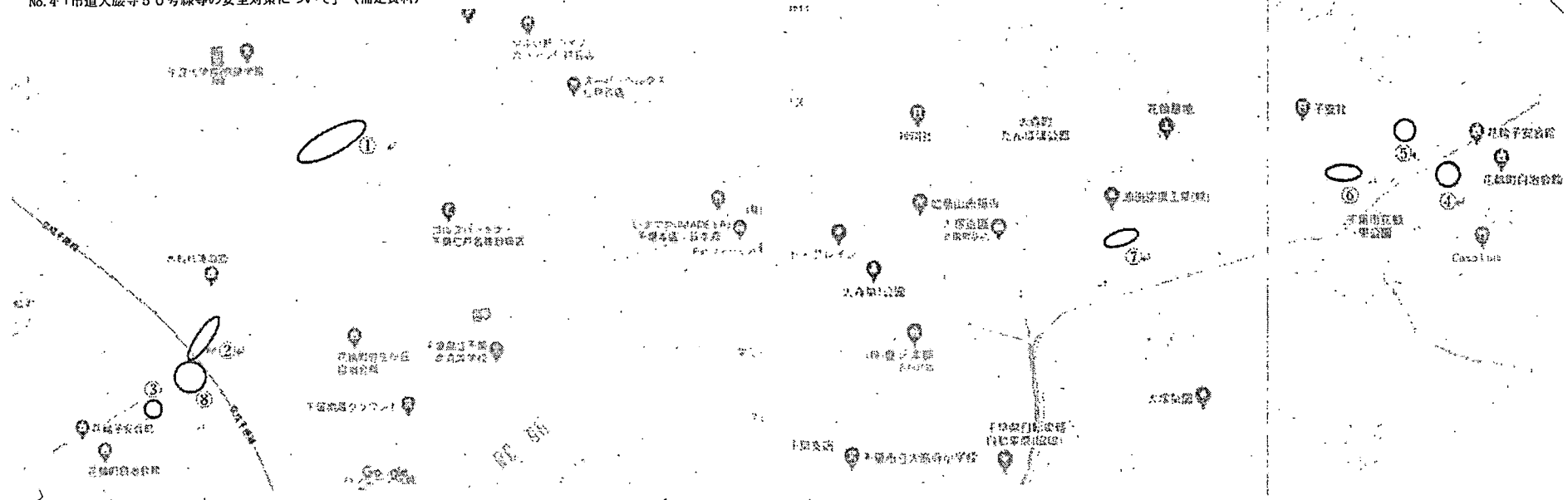
No.	地区	要望件名 (※:継続要望) ・ 要望要旨	市区	担当部局部課	要望事項に対する回答
4	第9地区	<p>市道大森寺50号線等の安全対策について※ この要望は昨年、一昨年と継続して行っており、地元で考える8ヶ所の問題部分のうち道路表示等対応を早期に実施いただいた事には感謝しています。 しかし、 (1) 昨年度中に実施すると回答のあった②の部分の土砂等の撤去を早期にお願いします。 (2) 直近でも③付近で救急車や消防車が出動する事故が発生しており、更に③の部分のカーブミラーについては頻繁に大型車が接触する事故が続いており、その都度修理をお願いしていますが、連休明けにも又発生し、カーブミラーの一部が歪んでいます。それほどひどくはありませんが修理をお願いします。 (3) この道路(大網街道の入り口～西福寺前信号区間)については、まだ多くの問題が残っており、急増した車の通行を支えきれないと考えており、道路が狭くなっている数ヶ所(①⑤⑥⑦⑧)の拡幅か、大規模な通行規制が必要と思われ、その対応をお願いします。 (4) として、一番問題な④の交差点に信号をつける要望に対して、歩行者の「たまり」スペースがないので無理との見解をいただいておりますが、どこにどれだけのスペースがあれば可能なか具体的な検討をお願いします。</p>		<p>建設局 道路部 道路計画課 中央・美浜 土木事務所 維持建設課</p>	<p>(1) ②の部分の土砂等の撤去につきましては、令和3年8月11日に実施しました。 今後、同様な状況にならないようにするため、道路への土砂流出対策を土地所有者に対して求めていきます。 (2) ③の部分のカーブミラーの修繕につきましては、交換が必要な程の歪みではなかったため、令和3年6月22日に角度調整のみ実施しました。 (3) ご要望の道路の内、①の箇所において、車両通行時の見通しが悪いことを認識しており、改善に向け、手法を含めた実現性について、検討をしていきたいと考えております。</p>
				<p>市民局 市民自治推進部 地域安全課</p>	<p>「一番問題な④の交差点に信号をつける要望に対して、歩行者の「たまり」スペースがないので無理との見解をいただいておりますが、どこにどれだけのスペースがあれば可能なか具体的な検討をお願いします。」について、要望への回答について県警に確認したところ、 御要望箇所については以前回答したとおり、交通量が指針の定める基準を満たしておらず、現時点で信号機設置の必要性は低いものと考えております。 信号機設置の必要性が認められる場合には、道路幅員や建柱場所、歩行者の滞留場所などの物理的可否の判断を行うこととなりますが、滞留場所については当該場所の横断需要によって異なり、横断者が多ければそれだけのスペースが必要となります。との回答でした。 連絡協議会の要望でもありますので、市としては引き続き実現に向けて管轄警察署に要望して参ります。</p>
5	第9地区、 第21地区	<p>京成千原線に新駅設置の要望 京成千原線は、前身の千葉急行線が平成4年千葉中央駅から大森台駅間で開業し、平成7年に千原台駅迄延伸され今日にいたっています。 開業以来、大森台一学園前間に新駅の設置を、千葉南高校の通学の足として、又地域の利便性向上を目的として毎年要望してきました。H14年の回答では、「京成電鉄千原線整備促進検討会議」を設置し、検討するとの内容で、H15年の回答では、「現状では設備投資は困難で、引続き関係者と協議してゆく」との内容でした。その後の要望に対しては、京成電鉄に伝えます程度の内容で、様子見の状況が続きました。 最近になって付近の大規模開発がすすみ、南高校周辺だけで300戸、75戸、更に250戸と戸建住宅が建設されつつあり、鉄道利用期待人数も大巾に増えていきます。又大網街道の慢性的な混雑は続き、商業施設が次々と作られ、又ガンセンター付近の交差点の改良工事により、混雑の抜け道として大森寺50号線等に深刻な交通問題を引き起こしてきました。 更に昨年10月にはガンセンター新館がオープンし、千葉県全体の中核病院として、一時の問題を解決し、今後来院者が大巾に増えることが予想されます。しかし、ガンセンターには最寄駅がなく、来院者はバスか車に頼らざるをえず、大網街道や周辺の交通問題が更に深刻化することが心配されます。 大森寺50号線と京成千原線の交差点部分(②)に新駅を作れば、ガンセンターの最寄駅となり(ガンセンター迄は約500m程・徒歩圏)、千葉県全体の利便性を向上するとともに、南高校や地域の利便性を大巾に向上することが期待できます。 新駅要望地点付近にはまだ多くの遊休地が残されており、街づくりに最適な条件を備えている為、早急に新駅設置に向けた検討を要望します。又この地域には県有地・県の施設も多いことから、県にも参加を求めて検討することを要望します。</p>		<p>都市局 都市部 交通政策課</p>	<p>京成電鉄千原線については、毎年度1回「京成電鉄千原線整備促進検討会議」において、京成電鉄(株)、千葉県、市原市及び本市が利用促進策やその他の諸施策について意見交換を実施しており、直近では令和3年3月に新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からウェブ形式にて「輸送人員の状況」、「利用促進につながる最近の動向」等を議題として意見交換を行っております。 新駅の設置は、駅舎建設や関連設備の設置に多額の費用を要することから、周辺の開発計画なども踏まえた利用者の増加見込みなどの様々な要素を勘案し、鉄道事業者による経営判断のもとで事業が進展することが一般的ですが、前述の会議において、京成電鉄(株)から厳しい経営状況について言及があったところです。 このため、本市としてもご要望については短期的な実現が難しいものと考えておりますが、京成電鉄(株)はもとより、千葉県等とも連携し、前述の会議などの機会をとらえて議論してまいります。</p>

No.	地区	要望件名 (※:継続要望) ・ 要望要旨	市区	担当部局課	要望事項に対する回答
6	第13地区	<p>村田町19号線上の生浜踏切の拡幅及び前後道路の整備について※ 「2019年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会要望事項」において、車両運行等の安全確保を主たる理由として、今後10年のうち、生浜踏切の拡幅及びその前後の整備について、早急な実施を市に求めたところ、「・・・(略)・・・。今後、残る未整備区間について、道幅が狭い箇所など緊急性の高い箇所から順に測量や設計を実施し、次年度以降事業用地の取得を開始する予定としている。なお、事業区間内にある「生浜踏切」については、・・・(略)・・・、早期整備ができるよう、JＲ東日本と調整していく」との回答が担当課(建設局道路部道路計画課、街路建設課)からあった。</p> <p>同回答の内容は、村田町19号線整備計画(平成31年2月街路建設課)の確認に止まっており、「早急な実施」の要望に対する回答として、おおよその時期が知りたいので引き続き継続要望とし以下の3点について、具体的な回答を求めるものです。</p> <p>1 「緊急性の高い箇所から順に」の優先順位とその箇所について、今年度は幅員が狭い箇所から順次整備を行うとの事ですが、いつ頃になりますか? 2 今年度、事業用地の取得を開始する予定とし主要地方道千葉鴨川線との交差点から生浜踏切方向に約140mの区間の用地については、令和3年度から着手する予定との回答をいただきました。着手等工事行程の明示を御願います。 3 生浜踏切の整備については、千葉市内で現在着手している2カ所の踏切整備が完了後との事で、1カ所は内房線「西雷踏切」で、令和3年3月に完了でよろしいでしょうか。また、もう1カ所について踏切名と完了時期をお知らせ願いたい。</p>	○	建設局 道路部 道路計画課 街路建設課	<p>1 令和元年度から用地測量と道路の線形を決める設計を開始し、今年度から、主要地方道千葉鴨川線との交差点から生浜踏切方向に約140mの区間の用地取得に着手したところです。その後については、同路線の幅員の5.5mよりも狭い区間から順次、整備して参ります。なお、全線の整備については、境界未確定箇所もあることから、令和16年度の完了予定としておりますが、事業期間が短縮できるよう努めて参ります。</p> <p>2 令和3年度については、1件の用地取得を予定しております。当該区間の工事については、用地取得の進捗状況により参りますが、令和6年度を予定しております。</p> <p>3 「西雷踏切」は、令和3年3月に整備が完了しております。もう1ヶ所の踏切は総武線「中広踏切」で、若葉区若松町地先にあります。完了時期は令和4年度末を予定しております。</p>
7	第13地区	<p>都市計画道路の早期着工・完成について「仁戸名町～古市場町線」※ 日頃から当地域の環境保全と環境整備に深いご理解と格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>表題のことにつきまして、平成6年度・8年度・更に平成12年度と要望書を提出し25年の歳月を迎えますが着工の兆が見えないため、平成30年度より再提出し、下記状況改善のために継続して提出いたします。</p> <p>【明德高校前より生実台セブンイレブン間の早期着工を切にお願い申し上げます。この完成により、地域の環状道路として利用でき、通学路の安全も確保され、特に現状の急な坂をのぼるバス路線が変わることによって、大変危険となっている道路状況が改善されることとなりますので、何卒ご配慮賜りたく早期着工、完成を要望いたします。】</p> <p>昨年の回答によりますと、事業効果の早期発現の観点から、現在着手している路線の完成を優先して進めており、新規路線の早期事業化は難しい状況であり、本路線を含む未整備の都市計画道路についても、今後の見通しは定まっておらず、整備中路線の進捗状況を見極めながら、優先度を考慮した上で事業化を検討との事であり、実施は難しい旨の回答を伺いましたが、要望として継続的に提出をいたします。</p>	○	建設局 道路部 道路計画課	<p>事業効果の早期発現の観点から、現在着手している路線の完成を優先して進めているところです。</p> <p>本路線を含む未整備の都市計画道路について、今後の見通しは具体的に定まっておりますが、整備中路線の進捗状況を見極めながら、優先度を考慮したうえで事業化を検討して参ります。</p>
8	第15地区	<p>古いアパートのごみ置き場の設置について ごみ処理は、いずれの町内会・自治会でも悩みの種かと思いますが、当町会もご多分に漏れず頭を悩ませております。当町会は周辺に千葉大をはじめいくつもの大学に囲まれていることから、近年、単身者用のアパートが増加傾向にあります。そこで旧来からの住民のごみ置き場の清掃等に当たっている反面、アパートの住民のごみ出しに対するマナーの悪さが時折問題になっております。</p> <p>市としては、新設のアパートに対しては独自のごみ置き場設置を指導されていると聞きますが、古いアパートはそのまま放置されたままであることから、町会が管理するごみ置き場へ古いアパートの住民が我が物顔でごみを出すことにより、旧住民とのあつれきが深まるトラブルが見えています。</p> <p>以上のようなことから、市として、このごみ置き場未設置の古いアパートに対し、例えば5年の猶予期間を設けて、ごみ置き場を設置するよう指導いただくような方策は取れないものか、ご検討いただけないでしょうか。</p>	○	環境局 資源循環部 収集業務課	<p>市では、ワンルームマンションの建築に伴う紛争の未然防止と良好な住環境の保全を図るため、その建築や管理について必要な事項を定めて運用しており、その中でごみ集積場の設置についても建築前に必要な協議・指導を行っています。</p> <p>しかしながら、本件の対象外となる物件や既設の集合住宅については、敷地内に新たにごみ集積場を設けることが困難な場合もあり、地域からのご相談に応じ、環境事業所における排出指導や管理会社への働きかけを個別に行っております。</p>

No.	地区	要望件名 (※:継続要望) ・ 要望要旨	市	区	担当部局部課	要望事項に対する回答
9	第16地区	<p>都市計画道路「加曾利町大森町線」の早期整備について※ 第16地区連協の区域内である京成大森台駅付近を起点とし、大網街道までの「加曾利町大森町線」の整備に伴い、大森台駅の駅前広場やロータリーの整備も含まれると思うが、駅前広場から駅改札口までの動線についてバリアフリーに配慮して整備するようお願いし、また同時にエレベーターの設置についても同時に整備できるように京成電鉄と協議を行うこと。また、坂道の頂上付近となる喜久屋酒店前交差点(中央区仁戸名町601番地16地先)への信号設置について、道路整備と同時にできるよう中央警察署との協議を行うこと。 従来より要望している、松ヶ丘小学校東側の中央区松ヶ丘町552番地付近から中央区仁戸名町532番地先の大網街道までの区間の拡幅についても早急に見直しを要望いたします。</p>	○		都市局 都市部 交通政策課	<p>駅施設のエレベーター設置について、本市では「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)および同法に基づき制定された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」により、原則として1日当たり平均利用者数3,000人以上の鉄道駅等を対象に、鉄道事業者のバリアフリー化に関する施設の整備に対して補助を行い、バリアフリー化を促進しております。 大森台駅は令和2年度の1日当たり平均利用者数が2,371人と、コロナ禍を受けて急激に減少したこともあり、基準には達していませんが、継続的に地元の皆様からも要望等をお寄せいただいておりますので、引き続き駅前広場整備と時期を同じくした駅構内へのエレベーター設置について、京成電鉄と協議してまいります。</p>
10	第2.1地区	<p>崖地斜面に自生する雑木等の剪定、伐採 住宅地にある樹木は緑いっぱいがかげがえのない自然環境です。しかし、枝が伸び放題と手入れされていないと緑は変わりませんが秋の落葉の季節になると道路に落ちた枯葉の掃除に近くの居住者が大変な思いをしておられます。 特に地主の敷地内に落葉すれば問題ありませんが、傾斜地の為樹木の幹、枝が道路にかがさるようになり生い茂っています。 又、樹木の枝が枯れ、強風時落下した枯れ枝が道路に落ちている事も有ります。通行人に当たる確率は殆どないでしょうが弊ではないと思います。地主は地主の責任を果たしてほしいです。</p> <p>※中央・美浜土木事務所や千葉市市議会議員にお願いしても「地主にその旨を記述して郵送しても、所在地に居住していません。」が2通、何の返答もないのが2通(崖地の地主が4人に分かっているようです。) ※以前は東電電線に接触するような枝等は東電に連絡すれば剪定して貰えました。東日本大震災の福島原発事故の後連絡しても剪定をやらしてもらえなくなりました。2~3年前「以前は剪定してもらえたのに何故剪定を実施して貰えないのですか?」と伺った事があります。返事は「連絡した個所はDランクなので架線事故が発生すれば剪定します。」との返事でした。ちなみにA・B・C・Dとあって、架線事故が発生し停電範囲の世帯数によりランクつけられているようです。(過去には何の連絡もしないのに剪定している個所も有りました。) ※川戸町わかば会の会員も高齢化しています。秋になると、「今年も大変な季節になりました。」と困っています。 どうかお年寄りにも住みやすい地域にしていだければと思います。</p>	○		建設局 土木部 中央・美浜 土木事務所 管理課 維持建設課	<p>斜面の所有者は、すべて千葉市外在住であることから、郵送にて「所有する土地から道路に覆いかぶさっている枝の伐採等」適切な対応を行うように指導しており、今後も引き続き所有者に対し指導していきます。 なお、落下した枯れ枝が通行支障となる場合は、連絡をいただければ対応します。</p>
					中央区 地域振興課	<p>中央区地域振興課から安心室相談班職員が川戸町の現地を確認した上、千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する条例に基づき令和3年8月23日付けで、土地の所有者(相続人を含む)の合計6人に樹木の剪定、伐採及びその処分をお願いする通知文を送付しました。</p>

No.	地区	要望件名 (※:継続要望) ・ 要望要旨	市区	担当部局部課	要望事項に対する回答
11	第21地区	<p>崖地の土砂崩れ防止</p> <p>一昨年の大雨、台風時、緑区のある個所が土砂崩れました。川戸町わかば会の区域にも土砂崩れの可能性の高い個所があります。数年前千葉市の中央・美浜土木事務所「事故防止の為に対策工事をしてもらいたい。」と要望したのですが何の返答も有りませんでした。昨年「傾斜地等の土砂崩れの窓口は千葉市の土木事務所ではなく千葉県の土木事務所よ。」とある人から聞いて千葉県の土木事務所へお願いに行ったら、現地を確認していただきました。</p> <p>結論として、「5mを超え10m未満の傾斜30°を超える傾斜地は申請すれば地元負担10%で土砂崩れ対策を実施してくれます。10m超えは地元負担5%で対策工事が出ます。該当箇所は5m以上10m未満で、傾斜はその箇所です。70°から80°位有るので申請すれば対策工事が出ますが予算の関係もあるので直ぐ出来るかは別問題です。」と言われ地元負担10%は難しいと思っております。</p> <p>大雨で土砂崩れが発生し家が潰されて命を落とす事を思えば10%の負担でも実施して貰いたいと思っておりますが、いつ発生するか解らない土砂崩れに大金を使う人はいないと思っております。地元負担金は無にはなりませんか。</p> <p>※この個所千葉市の土砂崩れ危険個所には登録されていません。</p>	〇	建設局 下水道建設部 都市河川課	<p>個人の財産である崖地の対策は、原則、所有者などが行うものですが、個人で対策を行うには余りにも負担が大きすぎるため「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき一定の条件を満たし地権者同意や、地元の全面協力が得られる場合に限り、県または市が工事を実施することが出来ます。</p> <p>崖地そのものが個人の財産でありこの対策により、特定の個人が利益を得ることから、その受益者から応分の負担をいただくのは必要であると考えております。</p> <p>なお、受益者負担金については、その規模により4%（県事業：がけ高10m以上）または5%（市事業：がけ高5m以上10m未満）の地元負担をいただくこととしており、分割納付の設定、生活保護世帯に対して受益者負担金の減免といった規定があります。</p>

No.4「市道大蔵寺50号線等の安全対策について」(補足資料)



「地図データ: Google, DigitalGlobe」

議案第1号

令和3年度事業報告について

令和3年5月千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会を書面にて開催し、令和2年度事業報告及び決算報告等が承認され、令和3年度事業計画（案）及び令和3年度予算（案）を可決し、新年度の業務が開始された。

【事業内容】

- 令和3年4月12日 きぼーる13階中央保健福祉センター特別会議室において、令和2年度収入・支出決算関係帳簿類の監査を実施し、監事の承認を得た。
- 令和3年4月16日 第1回理事会をきぼーる15階ボランティア活動室1・2において開催し、以下の事項を協議した。
- 1 令和3年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会役員を選出について
 - 2 令和2年度収入支出決算について
 - 3 令和3年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会の会務報告及び議案審議について
 - 4 千葉市町内自治会連絡協議会専門部会の委員選出について
 - 5 功労者表彰について
 - 6 令和3年度要望事項について
- 令和3年5月7日 通常総会を書面にて開催し、令和2年度事業報告及び決算報告等が承認され、令和3年度事業計画（案）及び令和3年度予算（案）を可決した。
- 令和3年6月29日 第2回理事会をきぼーる15階ボランティア活動室1・2において開催し、以下の事項を協議した。
- 1 令和3年度要望事項について
 - 2 令和3年度中央区町内自治会連絡協議会の活動研修会について
- 令和3年9月28日 三役会及び第3回理事会をきぼーる15階ボランティア活動室1・2において開催し、以下の事項を協議した。
- 1 令和3年度要望事項の回答について
 - 2 令和3年度中央区町内自治会連絡協議会の活動研修会について

- 令和3年10月10日 8月29日には各避難所を地域会場として避難所開設・運営訓練を行い、10月10日には、主会場である蘇我スポーツ公園と登戸小学校ほか市内6ヶ所の重点訓練会場において第42回九都県市合同防災訓練が実施された。
- 令和3年10月17日 第29回中央区ふるさとまつりの開催が企画されていたが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から中止となった。
- 令和3年12月9日 中央区町内自治会連絡協議会活動研修会を開催し、TIPSTAR DOME CHIBA（千葉JPFドーム）を視察した。
参加者数：29名
- 令和4年1月11日 第4回理事会をきぼーる11階大会議室1・2において開催し、以下の事項について、協議及び報告した。
(議題)
1 令和4年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会の日程について
2 令和4年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会における被表彰者の推薦について
3 令和3年度決算見込みについて
(報告)
1 第44回ごみ問題検討委員会について
- 令和4年3月22日 三役会及び第5回理事会をきぼーる11階大会議室1・2において開催し、以下の事項を協議した。
(議題)
1 令和3年度収入支出決算見込について
2 令和4年度役員選出(案)について

議案第2号
令和3年度収入支出決算について

収入支出決算書

千葉市中央区町内自治会連絡協議会 (単位:円)

科 目		当初予算額	収入済額	差引額	摘 要
項	目				
補助金	区連協補助金	1,442,000	1,059,664	△ 382,336	
負担金	負担金	277,164	125,164	△152,000*	62,582世帯×2円 (地区連協負担金)
繰越金	前年度繰越金	524,988	524,988	0	
雑収入	雑収入	8	9	1	預金利子
合 計		2,244,160	1,709,825	△ 534,335	

※活動研修会参加者負担金の収入なし 76人×2,000円=152,000円 (活動研修会参加者負担金)

千葉市中央区町内自治会連絡協議会 (単位:円)

科 目		当初予算額	予算流用額	予算現額 (A)	支出額 (B)		予算残額 (A) - (B)	摘 要	
項	目				補助対象経費	補助対象外経費			
交付金	地区連協交付金	610,550	0	610,550	458,976	458,976	0	151,574	地域運営交付金 (第9、13、16地区) を除く
事務費	事務費	400,000	0	400,000	399,928	399,928	0	72	事務用品、町内自治会のしおり作成、郵便代
会議費		122,000	0	122,000	110,739	110,739	0	11,261	
	総会費	103,000	0	103,000	98,634	98,634	0	4,366	総会資料作成、総会案内はがき代
	役員会議費	19,000	0	19,000	12,105	12,105	0	6,895	三役会・理事会費用
表彰費	表彰費	30,000	0	30,000	29,001	29,001	0	999	表彰者記念品代、表彰状 (6名)
渉外費	渉外費	33,000	0	33,000	0	0	0	33,000	
事業費	活動研修費	502,000*	0	502,000	1,020	1,020	0	500,980	傷害保険料
旅費	費用弁償	104,000	0	104,000	60,000	60,000	0	44,000	理事、監事の費用弁償
予備費	予備費	442,610	0	442,610	0	0	0	442,610	
合 計		2,244,160	0	2,244,160	1,059,664	1,059,664	0	1,184,496	

※活動研修費当初予算額内訳 (補助対象経費350,000円、補助対象外経費152,000円)

【区連協補助金の状況】

(区連協補助金当初予算額) (補助対象支出額) (市への補助金戻入額)
1,442,000円 - 1,059,664円 = 382,336円

【令和4年度への繰越額】

(収入済額合計) (支出額合計) (残額=繰越額)
1,709,825円 - 1,059,664円 = 650,161円

(参考: 前年度繰越額 524,988円)

議案第3号

令和3年度監査報告について

千葉市中央区町内自治会連絡協議会

令和3年度収入支出監査報告書

監査対象

千葉市中央区町内自治会連絡協議会の令和3年度収入支出決算書及び関係帳簿・証書類

監査期日

令和4年4月7日

監査内容

予算会計の収入・支出済額は、収入及び支出簿により出納書類を余すところなく照査のうえ、さらにその内容につき監査を実施した結果、決算は計数的に正確であり、内容も正当なものと認定した。

令和4年4月7日

監事

氏名

[Redacted]

氏名

[Redacted]

議案第4号

令和4年度役員（案）の承認について

会 長



副会長



副会長



会 計



会 計



議案第5号

令和4年度事業計画（案）について

千葉市中央区町内自治会連絡協議会は、会則に明示された目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 区行政との連絡及び協力に関すること
区民参加を推進するため、区並びに市と区民を結ぶパイプ役として活動し、地域の発展に寄与貢献する。
2. 要望事項等の促進に関すること
区内各地域に共通する諸問題及び区民に関連する諸事業についての要望事項等の早期解決を図る。
3. 功労者の表彰に関すること
本会の「表彰内規」により功労のあった地区連協会長及び単位町内会長を総会において表彰する。
4. 区民意識の啓発
区民として相互の連帯意識の高揚を図り、住み良い街づくりを推進する。
5. 研修会の実施
先進の住民自治組織や施設等を研修視察し、地域リーダーの育成に努める。
6. その他必要な事項に関すること
その他区連協活動の充実向上を目的とした諸事業の推進を図る。

令和4年度主な会議等予定

年 月	内 容	備 考
令和4年 4月	会 計 監 査	4 月 7 日 (木)
4月	理 事 会	4 月 1 3 日 (水)
5月	令和4年度通常総会	5 月 1 4 日 (土)
6月	理 事 会	6 月 2 9 日 (水)
8月	中央区防災訓練 (地域会場訓練)	8 月 2 8 日 (日)
9月	中央区防災訓練 (主会場訓練)	9 月 1 日 (木)
	三 役 会 ・ 理 事 会	9 月 2 6 日 (月)
10月	中央区ふるさとまつり	10月16日 (日)
11月	活動研修会	
令和5年 1月	理 事 会	1 月 1 3 日 (金)
3月	三 役 会 ・ 理 事 会	3 月 2 2 日 (水)

議案第6号

令和4年度収入支出予算(案)について

収入支出予算書(案)

千葉市中央区町内自治会連絡協議会(単位:円)

【収入】

科	目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増 減 (A) - (B)	摘 要
項	目				
補助金	区連協補助金	1,452,000	1,442,000	10,000	区連協:839,950円、地区連協:612,050円 ※地域運営交付金を除く(第9、13、16地区)
負担金	負担金	277,356	277,164	192	62,678世帯×2円(地区連協負担金) 76人×2,000円(活動研修会参加者負担金)
繰越金	前年度繰越金	650,161	524,988	125,173	
雑収入	雑収入	9	8	1	預金利息
計		2,379,526	2,244,160	135,366	

【支 出】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会 (単位：円)

科 目		本年度予算額			前年度予算額	増 減	摘 要
項	目	(A)			(B)	(A) - (B)	
		補助対象経費	補助対象外経費			※下線は、補助対象外経費	
交 付 金	地区連協交付金	612,050	612,050	0	610,550	1,500	地域運営交付金を除く(第9、13、16地区)
事 務 費	事 務 費	420,000	420,000	0	400,000	20,000	事務用品、町内自治会のしおり作成、郵便代
会 議 費		115,000	115,000	0	122,000	△ 7,000	
	総 会 費	103,000	103,000	0	103,000	0	総会資料作成、総会案内はがき代
	役員会議費	12,000	12,000	0	19,000	△ 7,000	三役会・理事会費用
表 彰 費	表 彰 費	40,000	40,000	0	30,000	10,000	表彰者記念品代、表彰状
渉 外 費	渉 外 費	33,000	0	33,000	33,000	0	年賀名刺交換会会費(区連協会長)、見舞金、弔慰金
事 業 費	活 動 研 修 費	502,000	350,000	152,000	502,000	0	視察研修費、参加者昼食代
旅 費	費 用 弁 償	104,000	104,000	0	104,000	0	理事、監事の費用弁償
予 備 費	予 備 費	553,476	0	553,476	442,610	110,866	
合 計		2,379,526	1,641,050	738,476	2,244,160	135,366	

令和4年度地区連協交付金明細書

令和4年3月31日現在

区	地区	団体数	1団体当り	団体割額	世帯数	1世帯当り	世帯割額	均等割額	交付額
中央区	2	10	500	5,000	5,611	10	56,110	20,000	81,110
	3	27	500	13,500	5,300	10	53,000	20,000	86,500
	4	23	500	11,500	6,277	10	62,770	20,000	94,270
	5	6	500	3,000	5,435	10	54,350	20,000	77,350
	8	22	500	11,000	8,473	10	84,730	20,000	115,730
	21	13	500	6,500	1,702	10	17,020	20,000	43,520
	27	24	500	12,000	3,611	10	36,110	20,000	68,110
	45	10	500	5,000	2,046	10	20,460	20,000	45,460
	計	135	500	67,500	38,455	10	384,550	160,000	612,050

※下記の地区については、地域運営交付金として交付するため、区連協補助金には含まない。

区	地区	交付額
中央区	9	172,090
	13	92,980
	16	72,050
	計	337,120

議案第7号

令和4年度監事の選任について

監 事

監 事

千葉市中央区町内自治会 連絡協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、千葉市中央区町内自治会連絡協議会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、中央区役所内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(目 的)

第3条 本会は、中央区内地区町内自治会連絡協議会相互の連絡、協調と親睦を図り、これらを通して区内の町内自治会活動を積極的に推進し、区行政に協力するとともに、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第2章 組 織

(組 織)

第4条 本会は、中央区の町内自治会長を会員とし、別表の地区町内自治会連絡協議会をもって組織する。

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 町内自治会及び地区町内自治会連絡協議会との連絡調整に関すること。
- (2) 住民相互の融和及び連帯意識の高揚に関すること。
- (3) 町内自治会に共通する問題について調査研究を行うこと。
- (4) 千葉市町内自治会連絡協議会及び関係当局その他団体との連絡及び協力に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(役 員)

第6条 本会は、次の役員を置く。

会 長	1 名	理 事	若干名
副 会 長	2 名	監 事	2 名
会 計	2 名		

(役員を選出)

第7条 会長、副会長及び会計の三役は、理事の互選により選出し、総会の承認を受けるものとする。

- 2 理事は、中央区内の地区町内自治会連絡協議会長をもって、これに充てるものとする。ただし、他区にまたがる地区町内自治会連絡協議会にあっては、中央区内の町内自治会長の代表をもって理事とする。
- 3 監事は、理事以外の会員から総会において選任する。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、会長の指示を受けて本会の会計及び経理を司る。
- 4 理事は、理事会を組織し会長の指示を受けて会務を司る。
- 5 監事は、本会の経理を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(専門部会)

第10条 本会の目的達成のため、専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会に関し必要な事項は、理事会に諮り会長が別に定める。

(顧問及び相談役)

第11条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

第3章 会 議

(会 議)

第12条 会議は、総会、理事会及び三役会とする。

(総 会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年度当初に、臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の請求があったときに開催する。
- 3 総会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 会則の改正に関する事項
 - (4) その他、重要な事項
- 4 総会は、会員の過半数の出席で成立する。議事は出席者の過半数の賛成で決することとし、可否同数のときは議長が決するところによる。
- 5 総会の出席は、委任状の提出をもって代えることができる。

- 6 自然災害等により、総会の招集が難しい状況であり会長がやむを得ないと認めるときは、総会は書面により開催することができる。この場合、会員の過半数の書面による回答が得られることを必要とする。
- 7 書面により開催する総会の議事は、期日までに回答された議決権行使書の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(理事会)

- 第14条 理事会は、会長が必要があると認めるときに、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 理事会は、本会の運営上必要な事項について審議する。
 - 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 4 自然災害等により、理事会の招集が難しい状況であり会長がやむを得ないと認めるときは、理事会は書面により開催することができる。この場合、理事の過半数の書面による回答が得られることを必要とする。
 - 5 書面により開催する理事会の議事は、期日までに回答された議決権行使書の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(三役会)

- 第15条 三役会は、会長、副会長及び会計をもって組織する。
- 2 三役会は、会長が必要があると認めるときに、会長が招集し、会長が議長となる。
 - 3 三役会の審議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 理事会に提出する事項の審議に関すること。
 - (2) 会務の執行上必要なこと。
 - 4 自然災害等により、三役会の招集が難しい状況であり会長がやむを得ないと認めるときは、三役会は書面により開催することができる。

第4章 会 計

(経 費)

- 第16条 本会の経費は、負担金、寄付金、補助金及びその他をもって充てる。

(会計年度)

- 第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第5章 補 則

(会則の改正)

- 第18条 本会則の改正は、総会の議決によるものとする。ただし、別表の変更については、理事会の承認によることができる。

(その他)

- 第19条 本会則に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は会長が理事会に諮って定める。

附 則
この会則は、平成 4年 5月 24日より施行する。

附 則
この会則は、平成 5年 5月 9日より施行する。

附 則
この会則は、平成 6年 5月 15日より施行する。

附 則
この会則は、平成 16年 5月 16日より施行する。

附 則
この会則は、平成 24年 7月 1日より施行する。

附 則
この会則は、平成 30年 5月 12日より施行する。

附 則
この会則は、令和 3年 5月 24日より施行する。

別表

	地区町内自治会連絡協議会名
1	第2地区（末広中学校区）町内自治会連絡協議会
2	第3地区（葛城中学校区）町内自治会連絡協議会
3	第4地区（椿森中学校区）町内自治会連絡協議会
4	第5地区（緑町中学校区西千葉地区）町内自治会連絡協議会
5	第8地区（新宿中学校区）町内自治会連絡協議会
6	第9地区（蘇我中学校区）町内自治会連絡協議会
7	第13地区（生浜中学校区）町内自治会連絡協議会
8	第15地区（轟町中学校区）町内自治会連絡協議会
9	第16地区（松ヶ丘中学校区）町内自治会連絡協議会
10	第21地区（川戸中学校区）町内自治会連絡協議会
11	第27地区（星久喜中学校区）町内自治会連絡協議会
12	第45地区（都地区）町内自治会連絡協議会

千葉県中央区町内自治会連絡協議会
表彰内規

(表彰の基準)

第1条 区域内住民福祉の増進のため、町内自治会活動を積極的に推進し、その実績が顕著で、且つ次の各号の一に該当するものについて、会長がこれを表彰する。

(1) 中央区町内自治会連絡協議会役員(監事を除く)の職にあって退任したもの。

(2) 5年以上引き続いて町内自治会長の職にあって退任したもの。

(在職年数の決定)

第2条 在職年数は、満年をもって計算する。

(被表彰者の推薦方法)

第3条 第1条第1号における被表彰者の該当者については、会長が推薦し、第1条第2号における被表彰者の該当者については、理事の推薦により、それぞれ理事会に報告したのち総会において表彰するものとする。

(表彰)

第4条 表彰は、表彰状に記念品を添えて贈呈する。

(表彰の重複禁止)

第5条 被表彰者は、再表彰をしないものとする。

附 則

この内規は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年7月1日から施行する。